の紙面擴張

出來事は次第に繁雜を極め人に之を報道せんと欲すれば今到底掲載し盡す可きに非ず現に就き記事を專一とする新聞狹隘を感ずる甚しきものあるを加へたるの確證あり我時事業、教育、兵事、宗教等社會遺す所なきを期するものにわる事殊に甚しく日々の出來事くす能はざるの憾あるを以て之を六面に增し時として八面つ益々不足を感ず去年國會開之に關するの報道詳細ならん俄然多きを加へ殊に近時農工なれども今日の紙面にては斯來諸國の新聞紙を見るに紙面に驚く可きものあり我國の新時は殆んど兒戯に均しきもの聞紙面を擴張するの必要あ年來玆に見る所ありて漸次紙至りたるも尚は此上の擴張に

面を擴張

からぞ記事の都合に依りて

二面となして其日の記事載し盡す事となしたり而して費の增加莫大にして今俄に增て一週中最も出來事の寡き日し必要の事件わるに當り號外をなし以て斯の大改良に伴ふす此紙面擴張の爲め毎號寡くの上に於ては紙數の增加著し新報は紙數總計二千四百頁な二千八百十七頁を下らずして增加あり斯く大に紙面を廣げ

告

商も商品と云へは遺す所なくの商況を網羅し精細確實には保存の便を圖り此部分を切況物價を詳知せんとする讀しむ可し其他

兵事、教育、農商工業

遺漏なきと同時に報道の迅速るを得べし右の改良はを以て當日以後の新報に就き

り實施

外を發するのみに止む

を加ふるに就き今後暫く月曜を改定するに當り唯だ一回のと定め數回掲載のものと其

比例宜しきを得ざりしも急激の變革は世人の不便寡からざるを以て暫く此價に定めしが其後今日に至り新報發賣紙數の增加は著しくして到底今日の低價に据え置く可からざるを以て來る十六日紙面の擴張と同時に廣告料を高め左の如く改定す

時事新報廣告料定價（現金）

一回	二回以上	七回以上
十三錢	十一錢	十錢五厘

時事新報遞送料

前記改良の結果は時として紙面の多きより一號の遞送に一錢の印紙を要する事ありて遞送料は却て今日より增すならんと雖も今日に當り新聞紙一號の郵便定量を十六匁と定むるが如きは永續す可き事に非ざるべしと信じ本社は暫時の損失を忍んで來る十六日以後は今より二錢を低減し毎月十三錢を讀者より申受る事となしたり

時事新報

壯士に反省を望む（昨日の續）

今日壯士なるものゝ出現したる一の原因は世々政治家と稱せらるゝ人物の中にて窃に是等の徒を養ひ置き或は少くも此輩と疎遠ならざる關係を結び置きて之を自家の目的に利用せんとするものあるに依るは明白の事なり一方に壯士を養ふて敵を攻擊せんとするものあれば又一方には壯士を備へて其攻擊を防がんとするものあり是に於て乎壯士の需要起り世の貧困不給の青年輩は半ば其一身の不平を洩さんが爲め半ば目前糊口の資に有付かんが爲めに爭ひ起て其需要に應じ遂に今日の如く壯士の繁昌を致せしものなるべし抑も今日の政治家が假初にも世の先進者たる地位にありながら一旦の我意を滿足せしめんが爲めに社會の秩序を亂し政治世界の德義を破壞するをも顧みずして斯かる淺間敷手段を用ゆるの怨すべからざるは論を須たずと雖も之を責むるは本論の主意にあらざるを以て暫く之を措き我輩が敢て玆に一言せんとするは甘じて此輩の使役に供せらるゝ壯士輩の心術如何と云へる一事なり全體今日の壯士の擧動は現今の世態に於て正理公道の罪人たるを免かれざることと既に前段に論じたるが如しと雖も之をして各人各個の獨立なる意思に發せしめ毫も其勵力を他より借用せざるものならしめば其非行の原因は單に彼等の迷信又は偏執等にありて其思慮の淺薄なると度量の狹隘なるとは識者の憫笑を免かれざる所なりと雖ども兎に角に我自から我信する所を行ひ他人の使嗾を受けざるの點は尚は一個男子の所爲たるを失はざるが故に德義の法廷に於ては其罪聊か酌量すべきものなきにあらず然れ共若し壯士等の所爲眞實各自の信心より發せずして利益又は其他の誘惑の爲めに他人の使嗾を受けて斯る暴行を爲すものなりとせば其所業の不法なると共に其心術も亦卑劣千萬なるものにして斯る輩は之を僞壯士とも稱すべく若し此輩を維新前の浪士と同類なりと云ふものあらば我輩は浪士の靈必ず泣て其冤を地下に訴へんことを知る者なり

壯士の暴行は法律の効力を弱くし社會の秩序を亂し代議政治の運用上に少なからざる妨害を與ふるものにして其直接間接の害毒は獨り內治の上にのみ止まらずして外國に對しても我文明の低度なるを表示し一國の體面を毀傷するものなり見よ我國民の多年間熱望する所の條約改正も政府の當局者が輿論の後援を得て熱心計畫するに拘はらず毎々失敗を取り今日に至る迄遂に成就せざる所以は締盟各國の居留人民が治外法權の甘味を忘るゝ能はずして何がな口實を設けて之を維持せんとするが爲めにあらずや此際壯士橫行の一事は更に一個の新口實を彼等に與ふるものにして彼等は此事を聞くや忽ち其事實を棒大にし日本人民は斯く／＼の暴行を爲すものなり法律の制裁に從はざるものなり野蠻の風習を脫せざるものなり斯る人民を支配する政府の下に我々の生命財產を置き我々の權利自由の保護を託すること能はざるとて治外法權維持の說は一層其論據を强め益々條約改正の困難を增すに至るべし勿論此壯士暴行の一事は實際に於て居留人民等に取り何等の關係もなき事にして彼等が之を援引して治外法權維持の辭柄と爲すは牽强も亦甚しと雖も如何せん國際の交涉は情の爲に支配せらるゝ者にして爭ふに道理を以てす可らず彼等の本國政府の當路者又は國會議員等は固より日本の國情に通せず自國人民の愁訴する所を聞けば十が八九迄は先づ其說に左袒せざるを得ず殊に遠國に在て前後の事情も知らざる者が突然日本にては議院內にて議員を毆打したるものありとか街頭にて政治家を要擊したるものありとか聞きたらんには如何にも無法無政の邦國の如く思惟するも彼等が平生東洋諸國に對する感情より見るときは敢て怪むに足らざるべし然るときは此牽强付會の辭柄も實際に於ては我外交問題に幾分の困難を與ふるの種にして此種を蒔きたる責は壯士輩の辭するを得ざる所なり想ふに今日の壯士諸子も彼所謂似て非なる一派を除くの外は眞實國の爲めを思ひ其之を思ふの餘りに知らず／＼不穩の擧動に及ふことならんと雖も其所業の結果は却て其目的に反對して國の不利不爲めとなるのみならず其一身に取りても正理公道の罪人となり今世に於て識者の憫笑を受け後代に在ては歷史家の非難を被るべきを悟らば此際大に前非を悔て後日の擧動を愼まんことを我輩が切に希望する所なり古人の言に君子豹變すと云ふことあり我輩は壯士諸子が君子人にして其過を改むるに吝かならざるを信するが故に敢て腹心を布き諸子の反省を乞はんと欲するのみ

（畢）

官　報

○遞信省令第九號

明治十八年（五月）太政官布達第七號電信取扱規則第百十一條乃至第百十六條左ノ通改正シ本年八月一日ヨリ施行ス

但本令施行期日後ニ到著シタル電報ト雖モ其期日前ニ發シタルモノニ付テハ從前ノ規則ヲ適用ス

明治廿四年
七月十一日
遞信大臣伯爵後藤象二郎

第百十一條　郵便ニテ返信料前納電報ノ遞達ヲ要スルトキハ尚書留郵便ノ路符號ヲ以テ指定スヘシ

第百十二條　返信料前納電報ヲ遞達スルトキハ返信料前納アルコトヲ證明スル爲メ著信局ニ於テ返信用紙ニ左ノ事項ヲ記入シ返信料前納證書トシテ電報ト共ニ之ヲ受信人ニ交付スヘシ

一返信料前納ノ金額及之ニ對スル字數（歐文ハ語數）
一受信人名
一發信局名、發信年月日及發信番號
一本書發行ノ年月日

第百十三條　返信料前納電報ノ返信ハ何レノ郵便電信局電信局ヨリ發送スルヲ問ハス返信料前納ヲ證明シタル返信用紙ニ記載シテ差出スヘシ其返信電報ノ料金ニシテ證書記載ノ金額ニ超過スルトキハ其超過額ニ相當スル郵便切手ヲ貼付スヘシ

第百十四條　返信料前納證書使用ノ期限ハ發行ノ日ヨリ六十日以內トス此期限ヲ過クルトキハ使用ノ効ヲ失フ

第百十五條　返信電報ノ料金前納額ニ滿タサルトキハ前納シタル日ヨリ

百二十日以內ニ返信料前納電報ノ發信

還付ヲ遞信省ニ請求スルコトヲ得

返信料前納證書不用ニ屬スルトキハ

返信料前納電報ノ發信人ヨリ其證書ヲ

求スルコトヲ得

第百十六條　受信人返信料前納證書ヲ

ヲ發信人ニ報知スル爲メ著信局ヨリ

報知電報ハ返信ノ代ト見做スヘシ但和

ヲ返信料ヲ前納シタルモノハ發信人ヨリ

求スルコトヲ得其請求期限ハ第百十五

居所不明其他ノ事故ニ依リ返信料前納

ハサルトキハ七日間著信局前ニ其旨ヲ

ト能ハサルトキハ前項ノ例ニ依テ處分

遞信省令第九號參照

太政官第七號布達電信取扱規則（明治

第百十一條　返信料ハ原信料ノ三倍ニ

文五語未滿ノ料金ヲ前納スルコトヲ得

第百十二條　前納返信料ハ著信局ニ於テ

信人ニ交付スヘシ

第百十三條　返信料前納ノ電報ヲ受信

信人ニ於テ返信料ヲ受領スルコトヲ

報ヲ以テ發信局ヲ經テ發信人ニ報知

做シテ前納シタル金額ヲ收入スヘシ但

ノ料金ヲ前納シタルモノハ一音信者

人ニ還付スヘシ

第百十四條　返信料前納ノ電報ヲ郵便

ヲ郵便切手ヲ電報ト共ニ封入シ書留郵

第百十五條　前條ノ場合ニ於テハ返信料

ノ路符號ヲ記スヘシ

第百十六條　返信料前納電報ノ受信人

テモ隨意ニ之ヲ送ルコトヲ得

◎內務省告示第三十一號

一扇面ニ西野文太郎森大臣邸宅

兇漢出及庖丁ヲ持シ控ヘ居ル圖

日

右出版物ハ治安ニ妨害アリト認

ヲ禁止ス

明治廿四年
七月十一日
內務大

雜　報

○廿四年度末の國庫金　第一期

節減すると六百五十萬圓にて本年

を國庫の中に生ずべく尚は本年度

し收入の總額は百五十萬圓內外の

ん之に前年度の餘剩金三百萬圓を

に一千五百萬圓の巨額に達する次第

斯く多額なる金を國庫に餘したる

なるが扨て政府が之を如何に處分

も兎に角之を以て事業に消費せ

を得べく豫て噂ある鐵道買上策

らんには目的を達すること甚だ

○大坂に於ける鳥尾子の運動

如く保守中正派の棟梁鳥尾得庵居

方に漫遊し黨勢擴張に奔走し

求め中正派の主義のある處を講

したる爲め京都大坂兵庫等にて

盟せし者少なからず大坂に於ては

備氏等が斡旋し有志家に說きたる

屬の府市會議員中贊成者數名を

坂地方の遊說を濟せ歸京するに付

發起者となり去る八日午前九時より

に於て佛教大演說會を開きたる

者も無量千名餘りに氏の外數名の

に閉會し午後六時より平野町の

方の保守中正派員の組織せし交友

子を招待せしに恰も好し同派の

途大阪に來りしに付以に臨會し

を爲せり同會へ出席せし者は凡

大坂撰出の或る衆議員も加はり

員外は列席を拒絕し假令懇親會と